

埼玉県立大学大学院科目等履修生規程

平成22年4月1日
規 程 第 9 9 号

(趣旨)

第1条 この規程は、埼玉県立大学学則（平成22年規則第1号。以下「学則」という。）第41条の規定に基づき、埼玉県立大学大学院科目等履修生（以下「履修生」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 本学大学院博士前期課程に履修生として入学をすることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学を卒業した者
- 二 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- 三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の16年の課程を修了した者
- 五 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学日本校）を修了した者
- 六 外国の大学等において、修業年限が3年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- 七 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 八 文部科学大臣の指定した者（昭和28年2月文部省告示第5号第1号～第12号、昭和30年文部省告示第39号第1号～第2号）
- 九 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者

2 本学大学院博士後期課程に履修生として入学をすることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 修士の学位又は専門職学位を有する者
- 二 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 三 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 四 我が国において、外国の大学院の相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学（大学院相当）日本校）を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 五 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- 六 大学等を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認めた者（平成元年文部省告示第118号）
- 七 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
- 八 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

(入学の時期)

第3条 履修生の入学の時期は、学期の始めとする。ただし、学長が適当と認めるときは、その都度

学長が定める日とする。

- 2 履修生の在学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、学長は、履修生からの申出に基づき、1年を超えない範囲で在学期間を延長することができる。

(入学志願の手続)

第4条 履修生として入学を志願する者(以下「志願者」という。)は、所定の期日までに次の各号に掲げる書類に入学検定料を添えて学長に提出しなければならない。

- 一 入学願書
- 二 最終学歴校の成績証明書及び卒業(修了)証明書
- 三 健康診断書
- 四 その他学長が必要と認める書類

(入学者の選考)

第5条 前条の志願者に対しては、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第6条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに入学料を納付するとともに、別に定める書類を学長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する入学手続を完了した者については、学長が入学を許可する。

(科目等履修生証)

第7条 履修生には、科目等履修生証を交付する。

- 2 履修生は、科目等履修生証を常に所持しなければならない。

(履修手続)

第8条 履修生は、履修を許可された科目の登録を所定の期日までに行わなければならない。

(入学検定料、入学料及び授業料)

第9条 履修生は、その履修する単位に係る授業料を納付しなければならない。

- 2 履修生の入学検定料、入学料及び授業料の徴収は、公立大学法人埼玉県立大学授業料等徴収規程(平成22年規程第52号)の定めるところによる。
- 3 入学検定料、入学料及び授業料のほか、実験等に要する経費は、履修生の負担とする。

(単位認定)

第10条 履修生が履修した授業科目については、試験その他の方法により判定した成績に基づき単位を認定する。

- 2 学長は、履修生の申出により、単位取得証明書を交付することができる。

(入学許可の取消)

第11条 履修生が本学の学則又は諸規程に違反したとき又は履修生としての本分に反したときは、学長は、第6条第2項の規定による許可を取り消すことができる。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、履修生については、本学の学則及び諸規程のうち学生に関するものを準用する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。